

3 組織体制

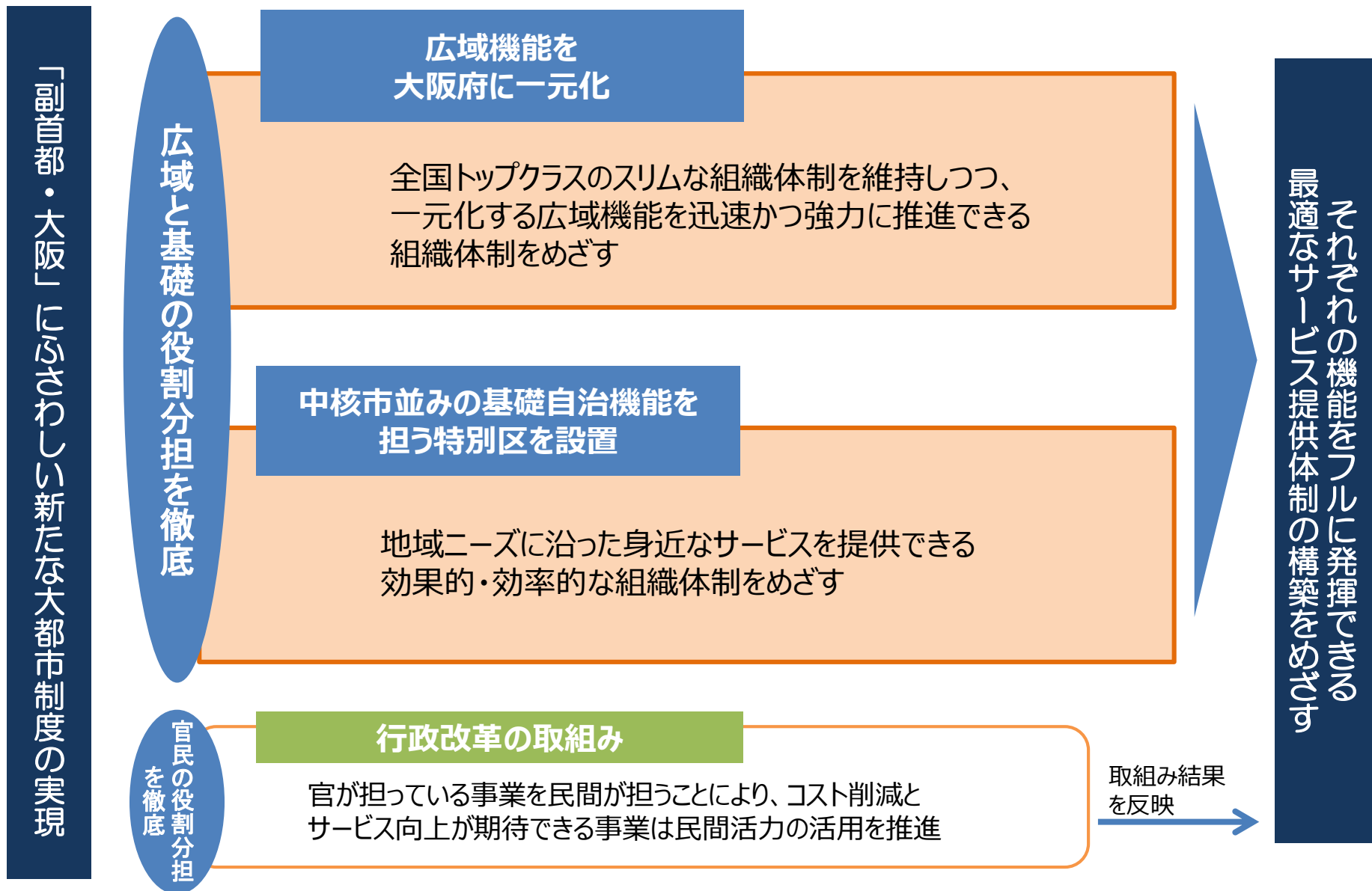
目 次

1	組織体制のめざすべき方向性	組織- 1
2	事務分担（案）に基づく組織・職員の移管	組織- 2
3	特別区設置当初の職員数	組織- 4
4	特別区の組織イメージ	組織- 1 1
5	一部事務組合の組織体制	組織- 1 3
6	大阪府の組織イメージ	組織- 1 4
7	組織体制の整備に向けた職員の採用	組織- 1 5
8	特別区設置に伴う職員数の推移見込み	組織- 1 6

※職員数の検討に当たって

- ・職員数は、他都市等と比較を行う必要があるため、総務省が例年実施している地方公共団体定員管理調査の数値（H28年）を使用
- ・人口は、同様の理由から直近の国勢調査（H27年）の数字を基本としており、将来推計は反映していない
⇒各施策における法改正その他の状況変化等を踏まえつつ、設置準備期間中に、さらに精査予定
- ・なお、本文中に記載している職員数等は端数処理の影響で、合計数等において一致しない場合がある

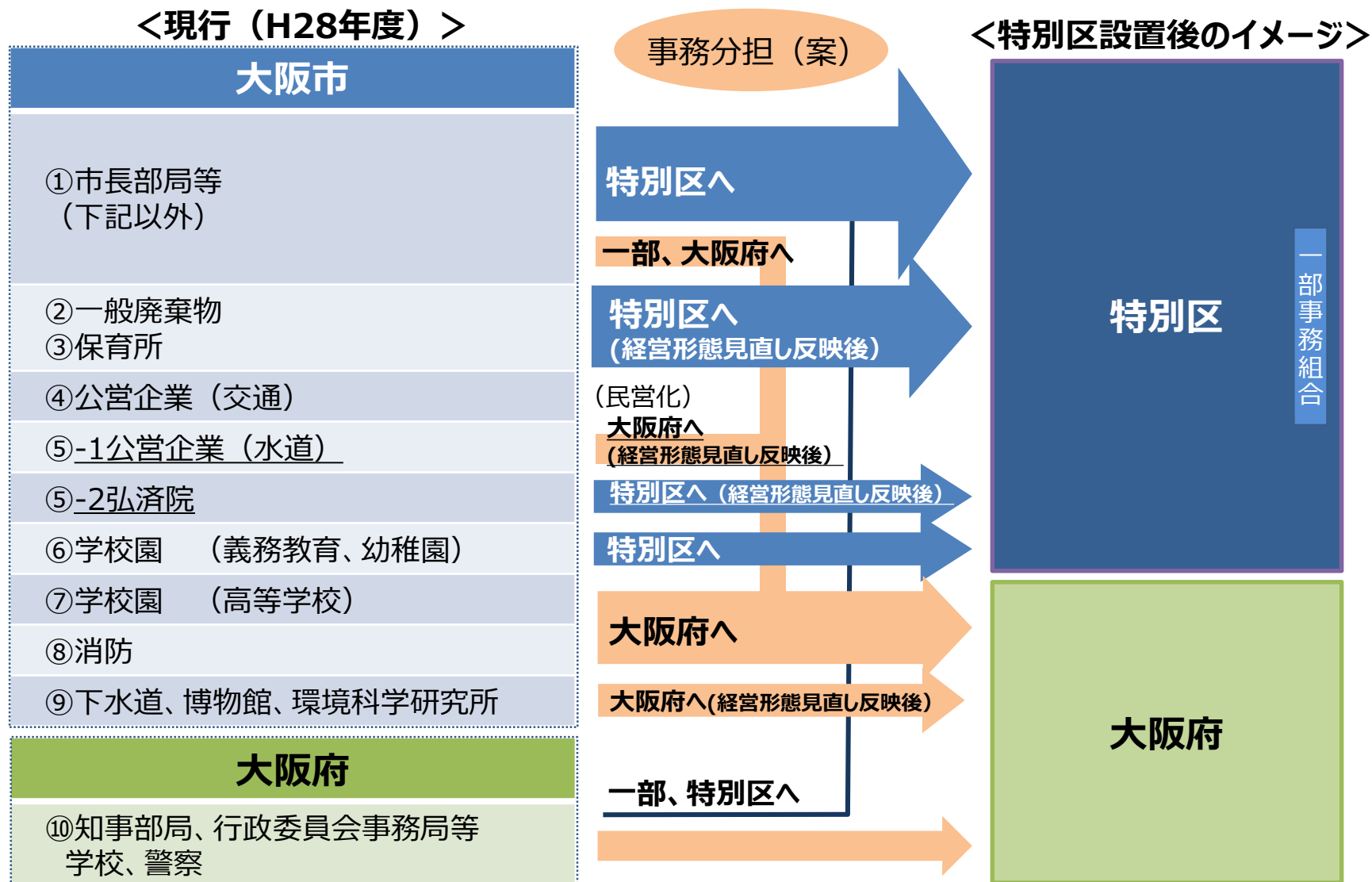
1 組織体制のめざすべき方向性



2 事務分担（案）に基づく組織・職員の移管

（1）移管の全体像

- ◆ 事務分担(案)に基づき、職員は「特別区」への配置を基本としつつ、「大阪府」と仕分けられた事務にかかる組織・職員を大阪府に移管



(2) 組織体制の構築に向けた考え方

◆ 事務分担（案）における移管先、また、組織の特性を反映して、特別区設置における組織体制を検討

大阪市	現員数 (H28)	移管先	特別区設置に伴う組織体制の構築に向けた考え方		
①市長部局等 (下記以外)	<u>11,170</u> 人	特別区	大阪府からの移管事務も含め、新たに設置する特別区の組織体制（下記の経営形態見直し部門、学校園を除く）を検討		
	<u>1,950</u> 人 ※	大阪府		従事人員に広域一元化に伴う効率化を加味して、移管	
	1,930人 1,120人	特別区		経営形態の見直しに伴い、職員数が大幅に変動するため、見直しを反映した職員数を移管	
	④公営企業（交通）	(民営化)			
	⑤-1 公営企業（水道）	<u>1,490</u> 人		大阪府	特別区設置時の職員数を移管 ただし、幼稚園は経営形態見直しを反映した職員数を移管
	⑤-2 弘済院	<u>110</u> 人		特別区	
	⑥学校園（義務教育・幼稚園）	1,960人		特別区	特別区設置時の職員数を移管
	⑦学校園（高等学校）	1,300人		大阪府	
	⑧消防	3,490人			経営形態の見直しに伴い、職員数が大幅に変動するため、見直しを反映した職員数を移管
	⑨下水道、博物館、 環境科学研究所	1,280人		特別区設置時の職員数を移管	
合計	31,610人		上記の共通事項：技能労務職は特別区設置時の職員数を移管		

※終了事務を除く現員数 1,930人

組織-4参照

大阪府	現員数 (H28)	移管先	特別区設置に伴う組織体制の構築に向けた考え方
⑩知事部局、行政委員会事務局、 学校、警察 等	<u>10</u> 人	特別区	移管する事務の従事人員を移管
	<u>83,380</u> 人	大阪府	一般行政部門：全国トップクラスのスリムな組織体制を継続
合計	83,390人		

組織-4参照

3 特別区設置当初の職員数 ～総括表～

◆ 特別区設置当初の特別区・一部事務組合の職員数、大阪府への移管職員数の算定結果（経営形態の見直し部門、学校園を除く）

試算B（4区B案）

現員数 H28年度

I 大阪市	市長部局等		
	13,100人	内訳	
		非技能労務職	技能労務職
		11,200人	1,900人
	うち府への移管控除後 11,170人		
	うち府への移管にかかる現員数 1,930人		
	1,500人	430人	

II 大阪府	知事部局等	
	非技能労務職	技能労務職
	10人	0人
	特別区への移管職員数 10人	

特別区設置当初

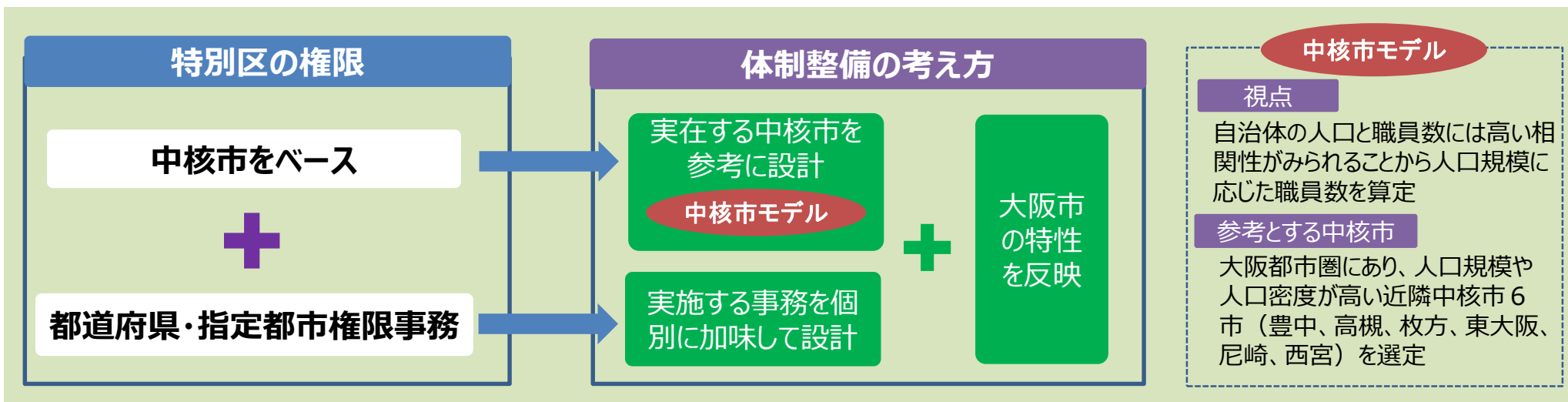
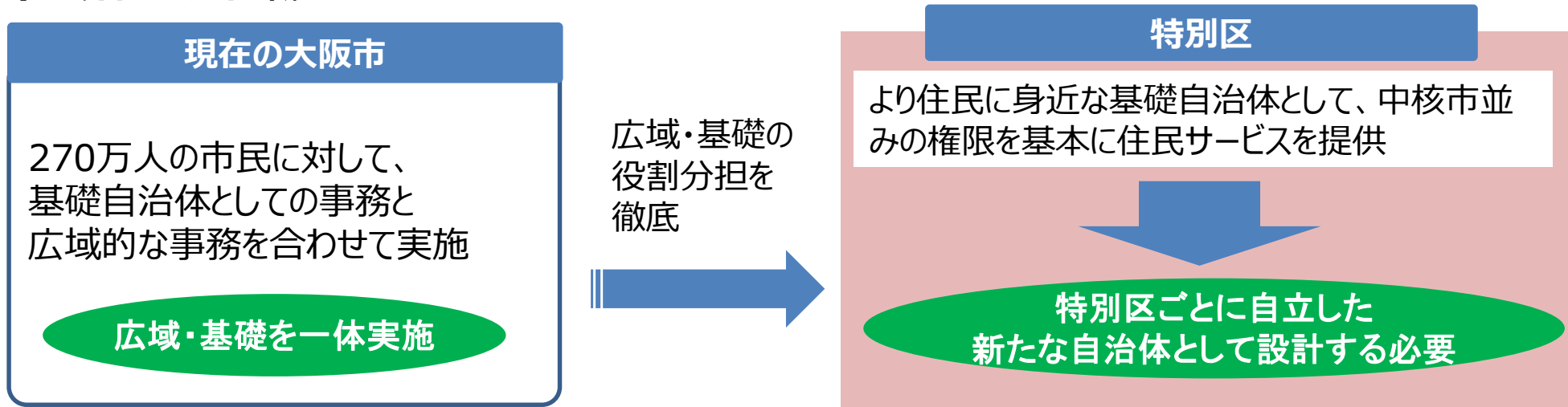
H34年度と仮定

	職員数	内訳	
		非技能労務職	技能労務職
① 特別区 4区計	11,040人	9,840人	1,190人
第一区	2,400人	2,130人	260人
第二区	2,840人	2,500人	330人
第三区	3,160人	2,840人	310人
第四区	2,640人	2,360人	280人
② 一部事務組合	320人	270人	50人
総計	11,360人	10,120人	1,240人
③ 大阪府 (大阪市からの移管分)	1,750人	1,380人	360人

※特別区設置以降の職員数は、特別区長のマネジメントによって管理するため、相当の幅が生じることもある

3 特別区設置当初の職員数 ～特別区の基本的な考え方～

(1) 非技能労務職



(2) 技能労務職

事務分担（案）に応じて、特別区設置時点の職員数を特別区・大阪府に移管（退職不補充により算出）

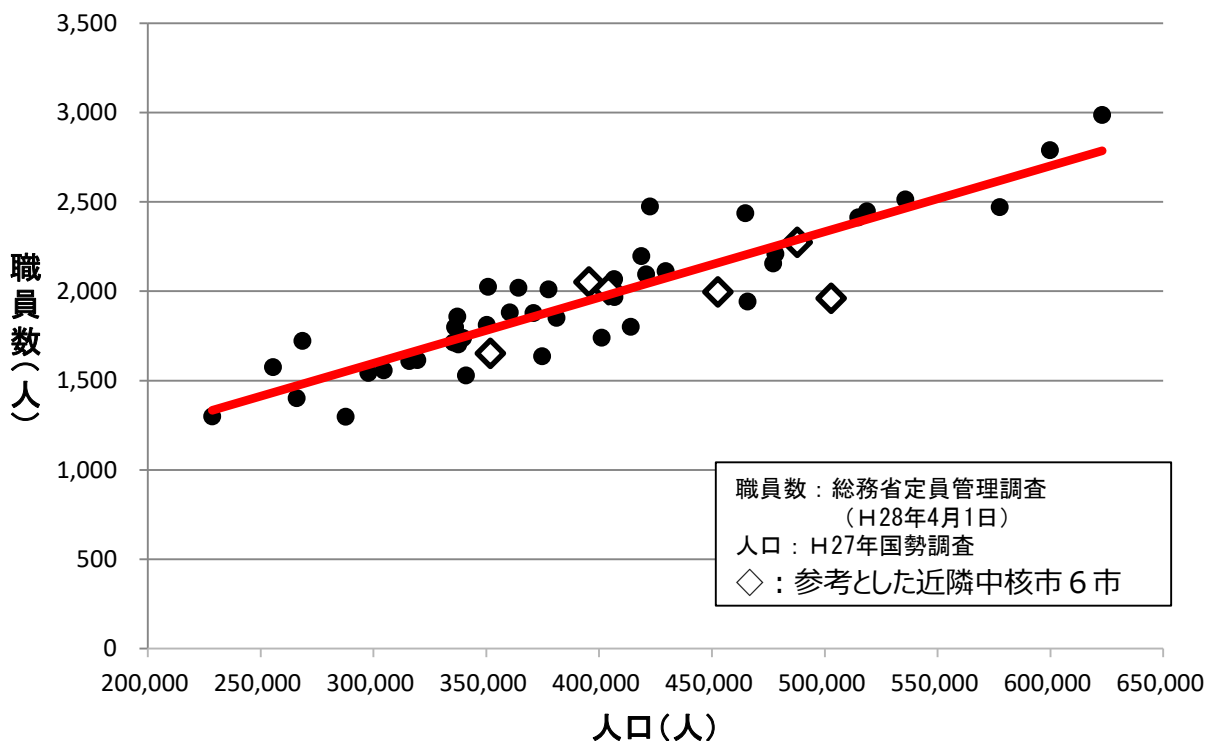
3 特別区設置当初の職員数 ～特別区の基本的な考え方～

◆ 職員数算定にあたっての基本原則（人口と職員数の相関関係）

- 人口は行政における代表的な統計数値であり、住民にとっても行政需要と職員数の関連を実感しやすく、分かりやすい指標
- 自治体の職員総数と人口との間には、高い相関関係がみられる

人口規模と職員数の相関関係（中核市47市）

（一般行政部門と学校以外の教育部門の合計）



職員総数と人口について、一般的に高い相関関係があるといわれるレベルの分布



- ①人口が多いと自治体の職員数も多い
- ②単純比例ではなく、人口規模に従い、スケールメリットが働く

3 特別区設置当初の職員数 ～特別区の職員数＜算定方法＞～

◆特別区が担う事務（権限）に応じて職員数（非技能労務職）を算定

(I) 中核市モデル部分

- ①近隣の中核市6市の人口10万人当たり職員数の平均に、各特別区の人口を乗じて職員数を算定
- ②6市平均人口（43万人）と各特別区の人口規模の違いによる補正（スケールメリット・デメリット）を加味
- ③固定資産税等の税務事務など、中核市権限事務のうち大阪府に移管される事務等に係る職員数を控除

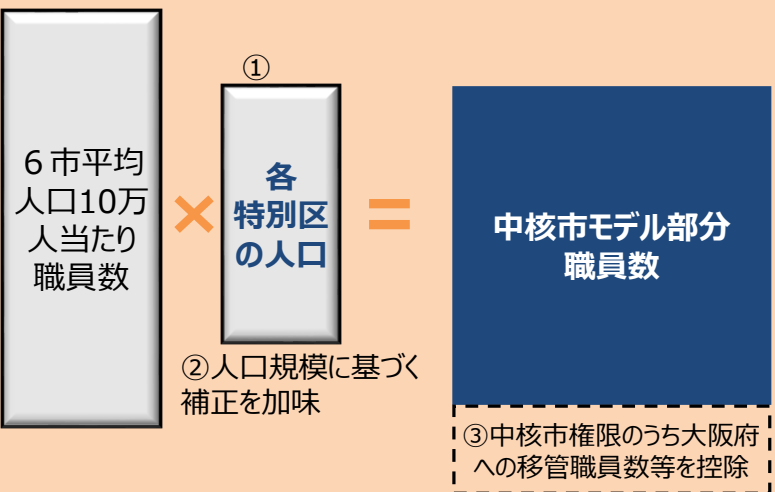
(II) 中核市権限を上回る事務・本市の特性を加算

特別区が実施する中核市権限を上回る都道府県・指定都市権限の事務及び府からの移管事務を加算
 さらに、生活保護などの大阪市の特性を踏まえた要素を反映 ⇒組織-9参照

(III) 職員数 (I + II)

- ①一部事務組合で実施する事務にかかる職員数を特別区の職員数から控除
- ②部門別職員数の算定
 本市の組織別現員数の構成比率で按分することで、本市の特性を反映

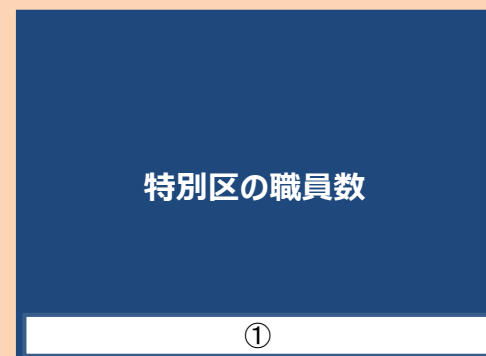
各特別区の人口規模に応じて算定



中核市を上回る権限や本市の特性を加算

- 都道府県指定都市権限事務
- 府からの移管事務
- 本市の特性を踏まえた要素

職員数



- ① 一部事務組合に係る職員数を控除
- ② <部門別職員数> 本市の組織別構成比で按分

3 特別区設置当初の職員数 ～特別区の職員数＜算定結果＞～

組織-17 参照

試案B（4区B案）

	人口	(Ⅰ) 中核市モデル部分 職員数	(Ⅱ) 中核市を上回る権限 ・本市の特性を加算	(Ⅲ) 職員数	
				① 一部事務組合 職員数を控除	職員数 (Ⅰ + Ⅱ - ①)
第一区	60万人	1,950人	250人	▲60人	<u>2,130人</u>
第二区	75万人	2,370人	<u>210人</u>	▲80人	<u>2,500人</u>
第三区	71万人	2,260人	<u>650人</u>	▲70人	<u>2,840人</u>
第四区	64万人	2,060人	370人	▲60人	<u>2,360人</u>
<u>特別区</u> <u>4区計</u>	269万人	8,640人	<u>1,470人</u>	▲270人	<u>9,840人</u>

3 特別区設置当初の職員数 ～中核市権限を上回る事務や大阪市の特性の加算～

◆ 特別区が担う事務のうち、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性を反映するために必要な職員数を中核市モデルに加算

項目	考え方	中核市モデルに加算する職員数 (組織-7(Ⅱ)の内訳)
		試算B(4区B案)
都道府県、指定都市 権限の事務	○特別区が担う中核市権限を上回る事務に係る従事人員について、現行 大阪府で従事している職員数を加算 (例) 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営 等	+100人
府から移管される事務	○現在大阪府において実施している事務のうち、特別区が担うこととされた事 務に係る従事人員について、現行大阪府で従事している職員数を加算 (例) 旅券発給事務 等	+10人
児童相談所	○近隣中核市において設置していない児童相談所について、特別区で設置 するため、運営等に係る職員数を加算 ○従事人員については、改正児童福祉法の基準や、一時保護所(現在2 か所→各特別区)の設置を踏まえて算定 ※全ての特別区に設置した場合の人員を特別区設置時に加算	+350人
教育委員会事務局 の学校関連事務	○中核市権限を上回る事務である教職員人事事務に係る従事人員につい て、大阪府と類似する指定都市(横浜、名古屋、京都、神戸、福岡の5 市)における従事人員を参考に算定し、加算 ○学校の管理運営等に係る人員について、近隣中核市よりも人口に対する 学校数の割合が多い現状を踏まえ、加算	+70人
保健所・保健センター	○保健所業務に係る従事人員について、近隣中核市よりも保健所の事業 規模が大きい現状を踏まえ、加算 ○と畜検査業務等に係る人員について、指定都市(5市)における従事人 員等を参考に算定し、加算	+100人
生活保護に係る事務	○近隣中核市よりも被保護実世帯数が多い現状を踏まえ、加算	+840人

3 特別区設置当初の職員数 ～大阪市から大阪府、大阪府から特別区への移管職員数～

(Ⅰ) 大阪市から大阪府へ移管される事務に係る職員数

事務分担（案）における大阪府への移管事務の従事人員をベースに、広域機能の一元化を踏まえ、一定の効率化を図った上で移管（重複部門や類似業務などで効率化）

(Ⅱ) 大阪府から特別区へ移管される事務に係る職員数

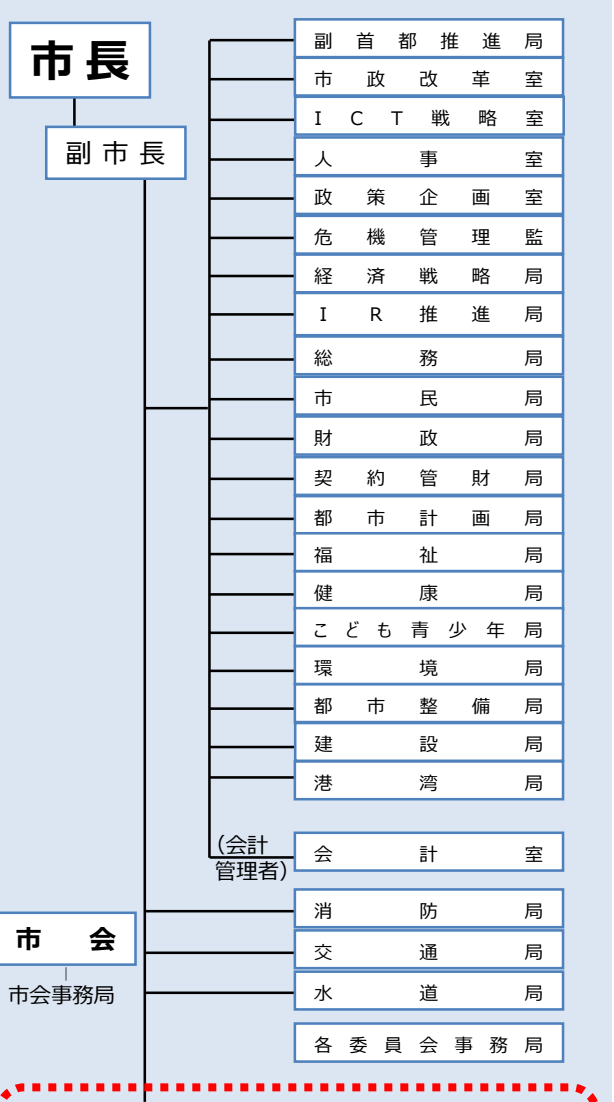
事務分担（案）における特別区への移管事務の従事人員をベースに移管



※ 上記は非技能労務職の人数。技能労務職については、退職不補充を踏まえ、(Ⅰ)360人を移管

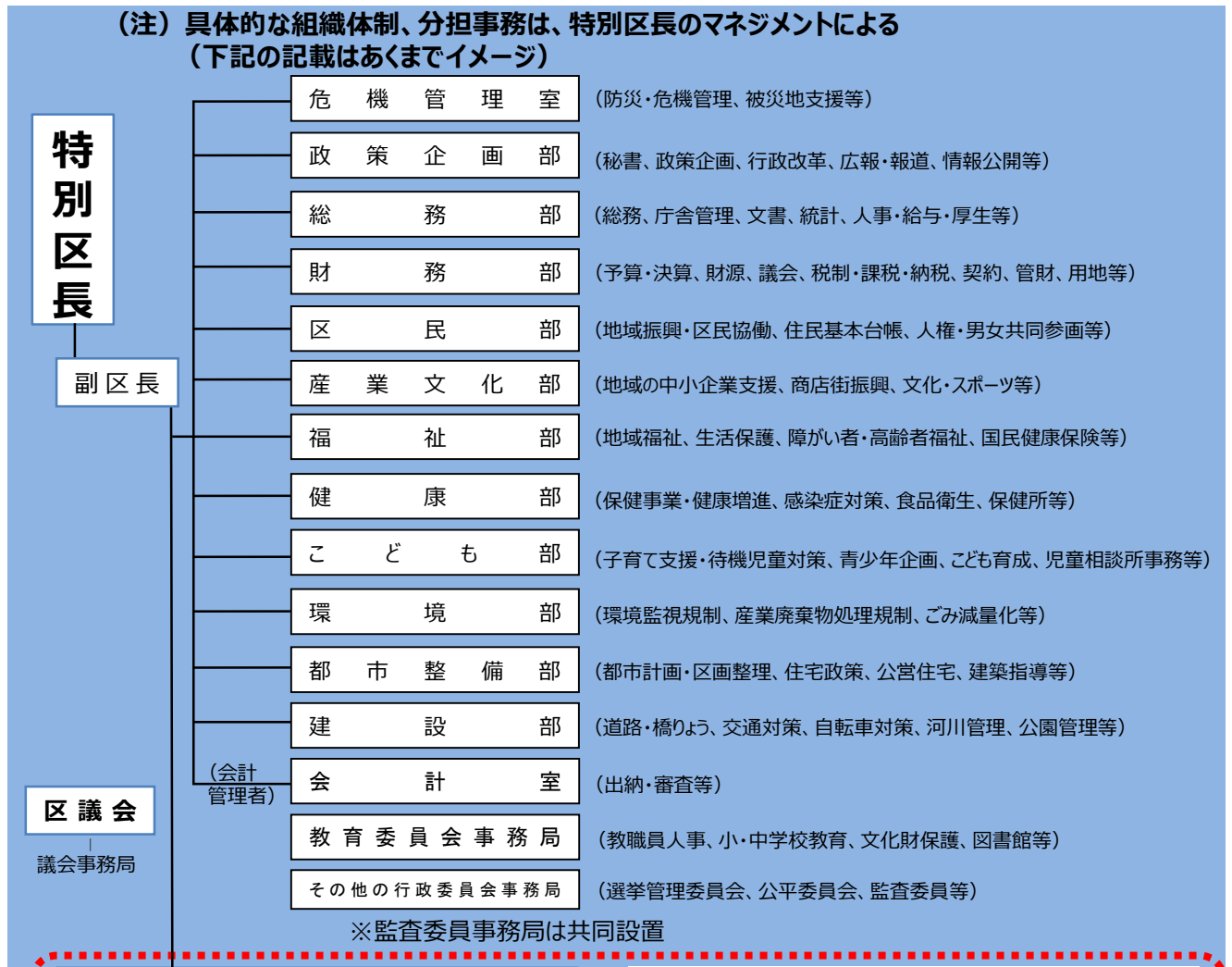
4 特別区の組織イメージ ～組織図～

大阪市 (H29年4月)



区役所 (24か所)
(住民票等の発行、国民健康保険等の窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援等)

公選区長・区議会のもと、住民に身近な行政サービスを総合的に提供できるよう、必要な組織体制を構築



地域自治区事務所
(住民票等の発行、国民健康保険等の窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援等)

現行の行政区単位の地域自治区事務所を設置

4 特別区の組織イメージ ～部局別職員数～

◆ 特別区設置当初の職員数について、大阪市の特性を反映するために現在の組織別現員数構成比で配分

※詳細な配置については、設置準備期間中に精査

試案B（4区B案）

部局・部門	第一区	第二区	第三区	第四区	特別区4区計
危機管理室	10	20	20	10	60
政策企画部	40	50	50	40	190
総務部	60	70	70	60	260
財務部	220	260	260	230	970
区民部	50	60	60	50	210
産業文化部	60	70	70	60	260
福祉部	110	130	130	110	480
健康部	130	150	160	140	580
こども部	130	150	150	150	580
環境部	70	90	90	80	320
都市整備部	210	250	250	230	940
建設部	170	200	210	180	770
会計室	10	10	10	10	40
教育委員会事務局	150	180	180	160	670
その他の行政委員会事務局	20	20	20	20	80
議会事務局	10	10	10	10	50
地域自治区事務所	680	790	1,120	810	3,400
非技能労務職 小計	2,130	2,500	2,840	2,360	9,840
技能労務職（特別区設置当初時点）	260	330	310	280	1,190
総 計	2,400	2,840	3,160	2,640	11,040

5 一部事務組合の組織体制

<職員数の考え方>

事務分担（案）で、一部事務組合に仕分けられた事務に従事する職員数を一部事務組合に配置
 （総務部門については、全国の一部事務組合における総務部門の割合から算出）

		部門	事務内容	職員数
組合 管理者	組合議会	福祉部門	①介護保険事業（特別会計） ※窓口サービスについては、特別区（地域自治区事務所）において実施 ②福祉施設 ＜直営施設＞阿武山学園、長谷川羽曳野学園 ＜指定管理施設＞弘濟みらい園、弘濟のぞみ園 等 ③民間の児童養護施設・生活保護施設の認可・利用調整等	100
		市民利用施設等部門	①市民利用施設 ＜指定管理施設＞こども文化センター、青少年センター 等 ②動物管理センター ③斎場・霊園	20
		情報システム管理部門	住民情報系システム等	100
		総務・財産管理部門	①総務部門：総務、会計、監査事務 ②財産管理部門：処分検討地等	60
非技能労務職 小計				270
技能労務職（特別区設置当初時点）				50
総 計				320

※ 各部門における詳細な配置については、一部事務組合と各特別区との協議により決定

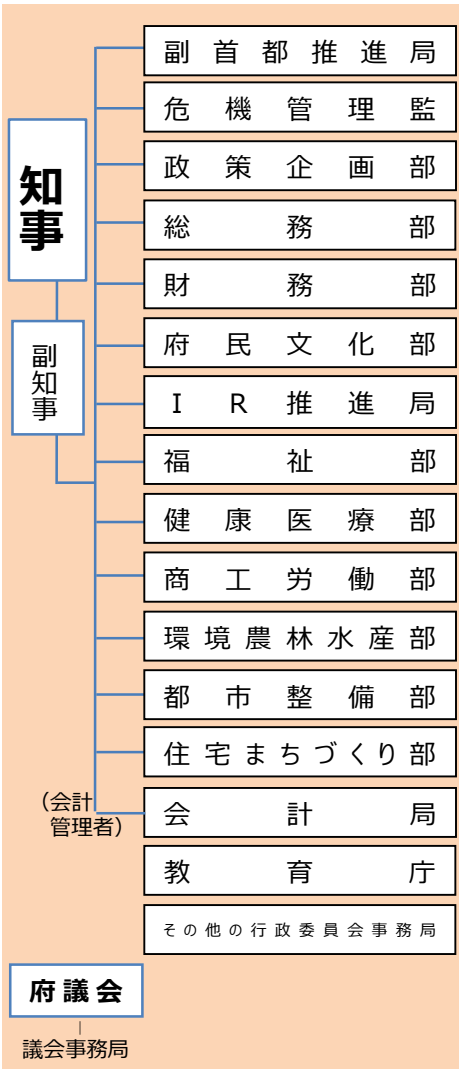
※ 上記は経営形態見直し部門を除く部門の職員数。弘濟院については、経営形態見直しを反映した職員数を配置

6 大阪府の組織イメージ

◆一元化する広域機能を迅速かつ強力に推進できる組織体制を構築

(注) 具体的な組織体制、分担事務は、知事のマネジメントによる
(下記の記載はあくまでイメージ)

大阪府 (H29年4月)

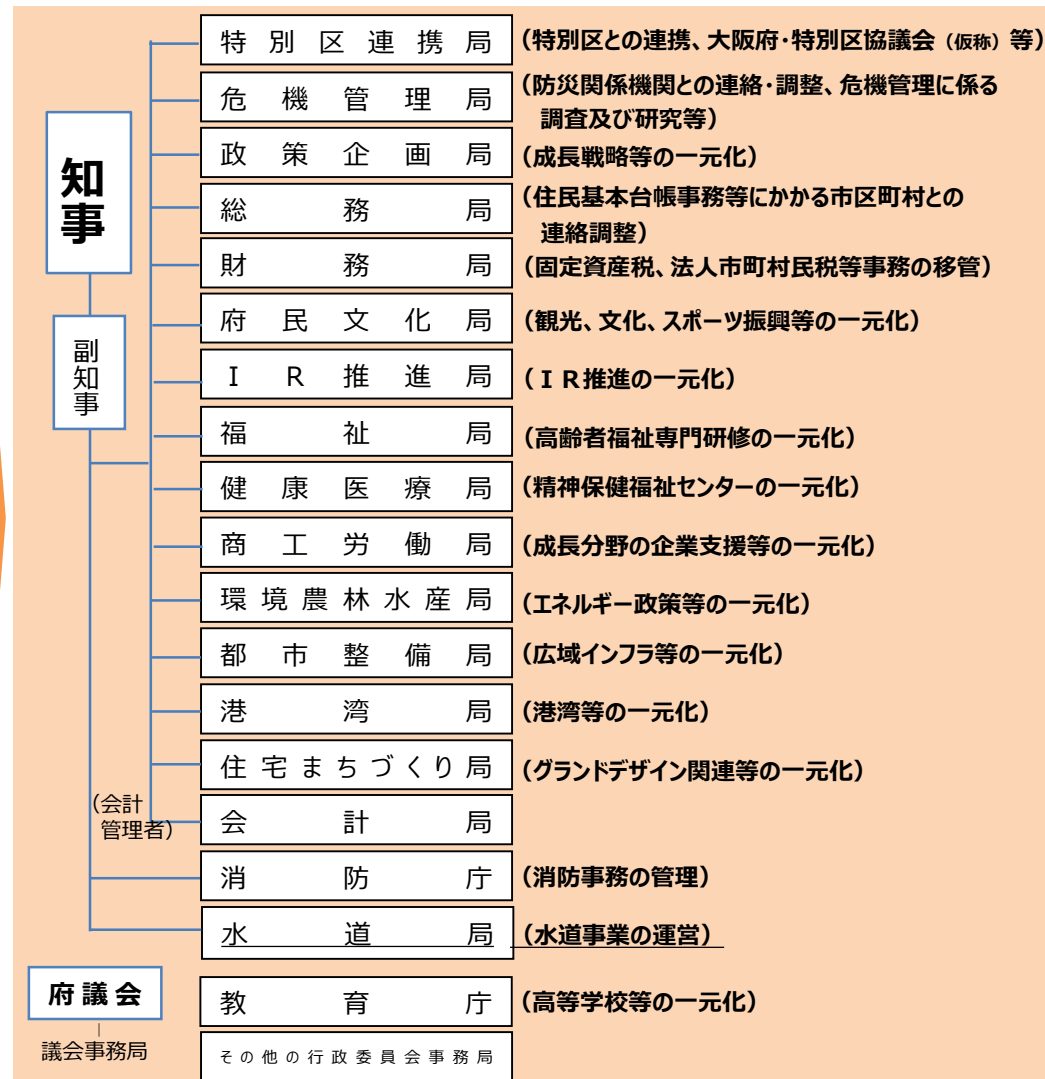


«大阪市から大阪府への 主な移管事務»

- 成長戦略
- 税務 (固定資産税等)
- 観光、文化、スポーツ振興
- 成長分野の企業支援
- 広域的な交通基盤の整備
- 港湾
- 消防
- 水道
- 高等学校

現在の大阪府の組織と
移管された組織・人員を
統合し、必要な組織体制を
整備

大阪府 (特別区設置時)



7 組織体制の整備に向けた職員の採用

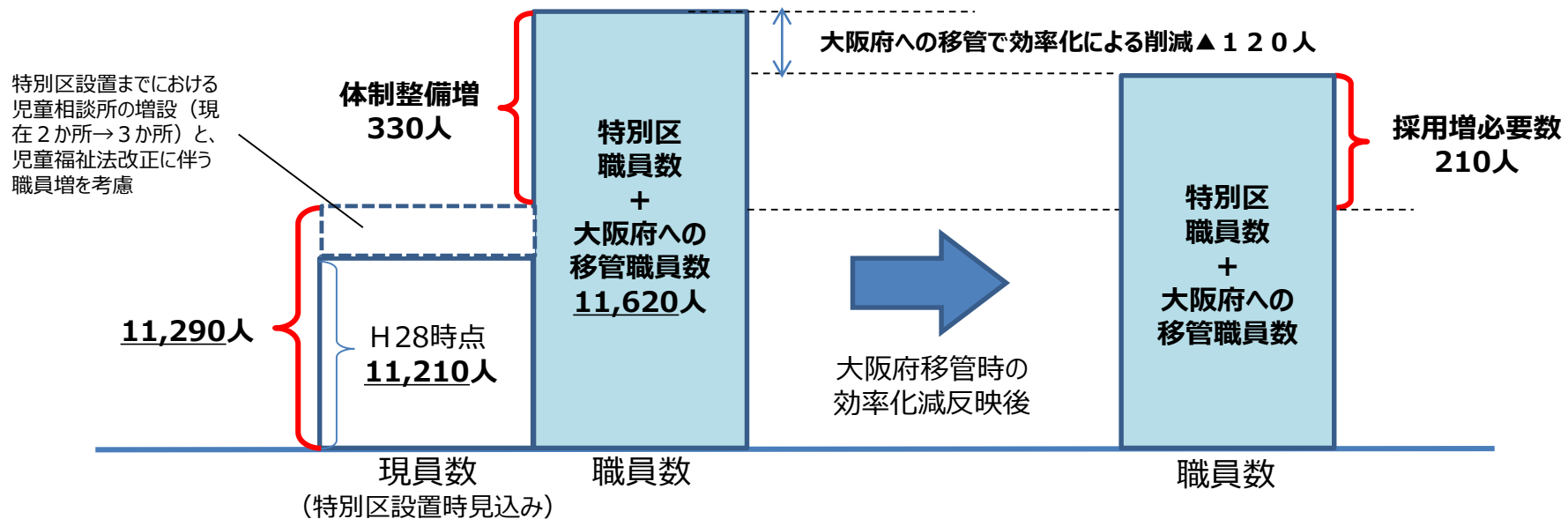
- ◆ 特別区の組織体制整備のため増員が必要
- ◆ 大阪府への移管については、広域一元化に伴う効率化減を加味

特別区設置に伴う
採用増必要数

毎年度の退職補充に加えて、体制整備分の採用増が必要

採用増必要数

試案B（4区B案）



採用方針

設置準備期間中に
計画的に対応

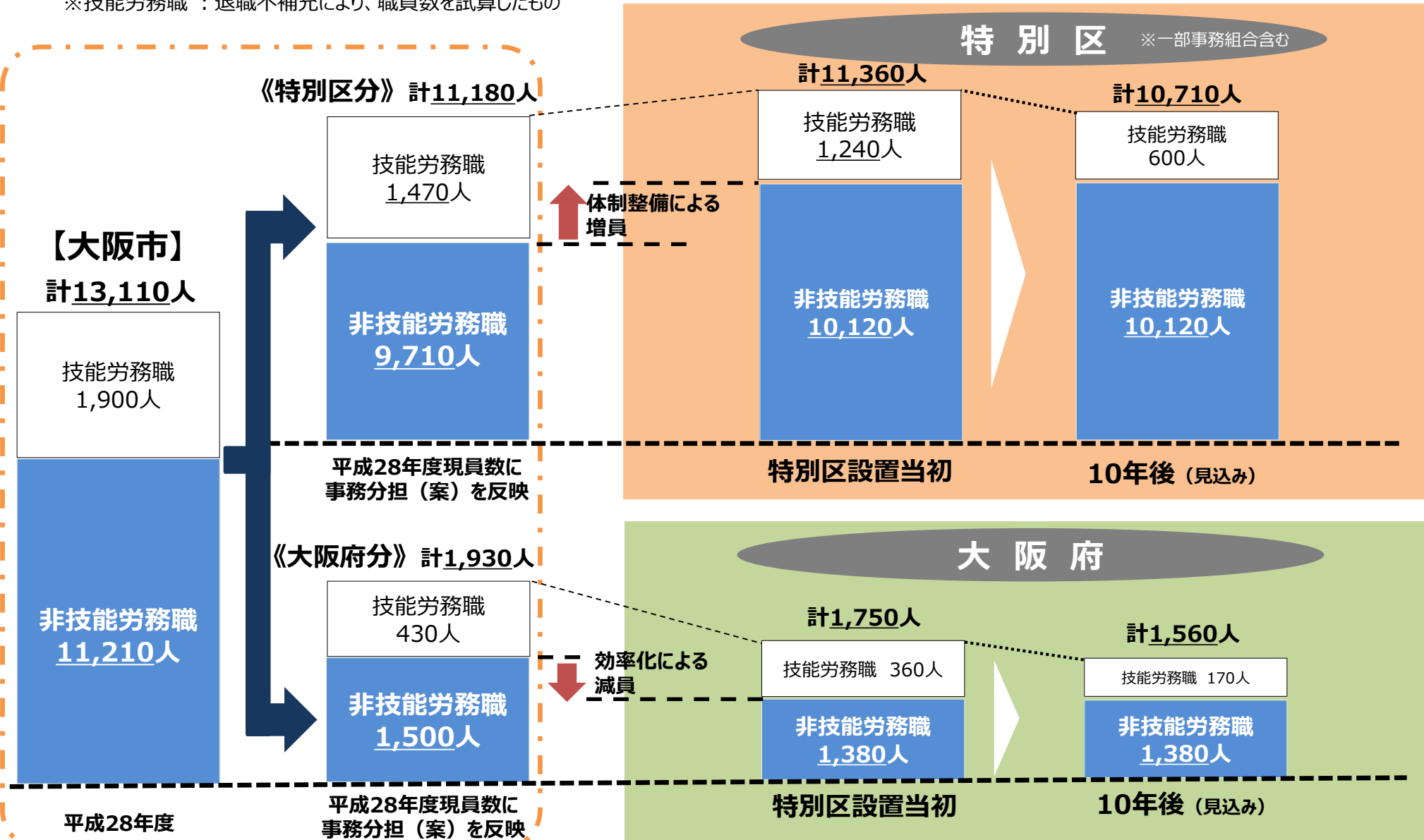
- ◆ 設置準備期間中に段階的に採用
特別区・大阪府への移管職員数の比率に応じて、大阪市・大阪府で採用し、設置準備期間中の準備業務に対応
- ◆ 技術職・専門職の必要数
現行の職種別構成比が大阪市の特性を反映していることから、職種別構成比を参考に、各職種の必要数を精査し、計画的に採用

- ◆ 設置当初に向け必要職員数を確保
- ◆ 円滑な特別区設置を推進

8 特別区設置に伴う職員数の推移見込み ～イメージ <試案B（4区B案）>～

◆ 特別区・一部事務組合の職員数、大阪府への移管職員数の推移（経営形態見直し部門、学校園、消防を除く）

※技能労務職：退職不補充により、職員数を試算したもの



※大阪府から特別区へ移管される職員10人（全て非技能労務職）を含む

(参考) 特別区 職員数算定の詳細 (非技能労務職)

- ◆特別区の担う権限のうち中核市をベースとする部分は、実在する中核市（近隣6市）を参考に算出
- ◆中核市を上回る権限部分は実施する事務を個別に加味し、さらに本市の特性を踏まえた要素を反映

(単位：人)

試算B (4区B案)

		第一区	第二区	第三区	第四区
算定のながれ	① 人口10万人当たり職員数 (6市平均) ※	364.5			
		×	×	×	×
	② 各特別区の人口	595,912	749,303	709,516	636,454
	③ 人口規模に基づく補正率	95%	92%	93%	94%
	④ (①×②×③) 中核市モデル	2,060	2,520	2,400	2,180
	⑤ 固定資産税など中核市権限のうち広域移管にかかる職員数等	▲110	▲140	▲130	▲120
	A(④+⑤) 中核市モデル職員数	1,950	2,370	2,260	2,060
		+	+	+	+
	⑥ 府から移管 中核市を上回る権限 本市の特性	5未満 20 220	5未満 30 180	5未満 30 620	5未満 20 340
	B(⑥) 中核市モデルへの加算数	250	210	650	370
	A+B 一部事務組合で実施する職員数	▲60	▲80	▲70	▲60
	職員数合計	2,130	2,500	2,840	2,360

※ 経営形態見直し部門、学校園等を除く職員数から算出